簡Ⅱ」という。）、開発途上国の債務及び開発の問題について千九百七十八年三月十一日に国際連合貿易開発会議第九回特別貿易開発理事会第三会期において採択された決議第百六十五号並びに二千十二年四月二十一日付けの「日本・ミャンマー首脳会談に関する共同プレスステートメント」に関し、次の了解を日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

1　債務免除方式による債務救済措置が、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従ってとられることになる。

2　(1)　免除される債務は、従前の書簡Ⅰに従って締結された借款契約に基づく次の債務（以下「債務」という。）から成る。

二千十二年四月一日以後に弁済期限の到来したか又は到来する全ての元本

(2)　債務の総額は、百二十五億二百六十八万七千百二十三円（一二、五〇二、六八七、一二三円）になる。

(3)　(2)に規定する総額は、日本国政府及びミャンマー連邦共和国政府の権限のある当局間の同意により修正することができる。日本国政府の権限のある当局は、外務省及び財務省であり、ミャンマー連邦共和国政府の権限のある当局は、財務・歳入省である。

3　債務は、ミャンマー連邦共和国政府に対してＪＩＣＡが行う免除の通告により免除されることになる。二千十二年四月一日から当該通告の日までの間（両期日を含む。）における債務に対する利子は、課されない。

4　ミャンマー連邦共和国政府は、改革努力を継続するために必要な措置をとる。

5　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

6　従前の書簡Ⅱに述べられた了解は、この了解が効力を生ずる日からこの了解によって代替され、無効となる。

(1)　従前の書簡Ⅱに述べられた了解に基づき、一定の債務が、二千三年四月一日から二千四年三月三十一日までの二千三年度、二千四年度、二千五年四月一日から二千六年三月三十一日までの二千五年度、二千六年四月一日から二千七年三月三十一日までの二千六年度、二千七年四月一日から二千八年三月三十一日までの二千七年度、二千八年四月一日から二千九年三月三十一日までの二千八年度、二千九年四月一日から二千十年三月三十一日までの二千九年度、二千十年四月一日から二千十一年三月三十一日までの二千十年度及び二千十一年四月一日から二千十二年三月三十一日までの二千十一年度の各事業年度における免除の日程に従って既に免除された。

(2)　(1)に規定する免除された債務の総額は、千百四十九億二千七百四十三万四千六百八十四円（一一四、九二七、四三四、六八四円）であった。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をミャンマー連邦共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年五月二十六日にネーピードーで

ミャンマー連邦共和国駐在

日本国特命全権大使　沼田幹男

ミャンマー連邦共和国

財務・歳入副大臣　リン・アウン閣下

付表

1　千九百八十二年七月二日

2　千九百八十二年十一月九日（注）

3　千九百八十四年六月四日

4　千九百八十四年十一月十三日

5　千九百八十六年二月十七日

6　千九百八十七年九月二十二日

（注）2に掲げる千九百八十二年十一月九日に交換された書簡は、千九百八十六年二月十七日に両政府間で交換された書簡により修正された。

（ミャンマー側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をミャンマー連邦共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十三年五月二十六日にネーピードーで

ミャンマー連邦共和国

財務・歳入副大臣　リン・アウン

ミャンマー連邦共和国駐在

日本国特命全権大使　沼田幹男閣下

○外務省告示第二百十三号

平成二十五年六月五日にコロンボで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がスリランカ民主社会主義共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与の限度額　一億九千二百万円

3　贈与の供与期限　平成三十年十二月三十一日まで

4　署名者

日本側　粗信仁在スリランカ大使

スリランカ側　Ｐ・Ｂ・ジャヤスンドラ財務・計画省次官

平成二十五年六月十九日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省・農林水産省告示第十八号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十九日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　林　芳正

一中「年一分」を「年一分二厘」に、「年一分一厘五毛」を「年一分三厘五毛」に、「年二分三厘五毛」を「年二分四厘五毛」に改める。

償還期限	利率
七年以下	年六厘
七年を超え九年以下	年六厘五毛
九年を超え十年以下	年七厘五毛
十年を超え十二年以下	年八厘五毛
十二年を超え十四年以下	年九厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分五毛
十五年を超え十七年以下	年一分一厘五毛
十七年を超え二十五年以下	年一分二厘

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年六厘
七年を超え九年以下	年六厘五毛
九年を超え十年以下	年七厘五毛
十年を超え十二年以下	年八厘五毛
十二年を超え十四年以下	年九厘五毛
十四年を超え十五年以下	年一分五毛
十五年を超え十七年以下	年一分一厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年一分二厘

三の表を次のように改める。

附　則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省・農林水産省告示第十九号

農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省・農林水産省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十九日

財務大臣　麻生　太郎

農林水産大臣　林　芳正